

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 くらし安心部 市民自治推進課 番号 3

不利益処分の内容		茅ヶ崎市民活動サポートセンターの指定管理者の指定の取消し及び管理業務の一部又は全部の停止命令
根拠法令及び条項		地方自治法第244条の2第11項
処 分 基 準	関係条項	地方自治法第244条の2第10項
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>① 茅ヶ崎市が茅ヶ崎市民活動サポートセンターの管理の適正を期するため、指定管理者に対してする指示に従わないとき。</p> <p>② 茅ヶ崎市が指定管理者に対してする業務の改善勧告に従わないとき。</p> <p>③ その他指定管理者による管理運営業務を継続することができないと認めるとき。</p>
	参考事項	協定書抜粋 第22条(指定の取消し等) 委託者は、受託者が第17条第3項の指示及び第18条の改善勧告に従わないとき、その他受託者による管理運営業務を継続することができないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
	設定等年月日	平成18年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)

(裏)

処 分 基 準	基 準	
------------------	--------	--